

第431回（臨時）福崎町議会会議録

平成22年8月27日（金）  
午前9時30分開 会

1. 平成22年8月27日、第431回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和（退席）
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案上程・議案説明  
第 5 質疑  
第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案上程・議案説明  
日程第 5 質疑  
日程第 6 討論・採決

1. 議案件名

報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について

議案第 40 号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 431 回福崎町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では夏が終わり、処暑であります。そよ風が秋の気配を運ぶころですが、今年はどうなるような暑さがまだしばらく続きそうでございます。議員の皆さんには健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会されますこと、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、報告第 9 号、議会の委任による専決処分の報告について、議案第 40 号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についての 2 件であります。

何とぞ、議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いを申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 16 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 431 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長が指名をいたします。

4 番、釜坂道弘議員

11 番、小林 博議員

以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日 1 日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定をいたしました。

### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
第430回定例会以降、本日までの主要事項について、別紙配付のとおり報告をいたしますので、よろしくお願いたします。

### 日程第4 議案上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。  
報告第9号、議会の委任による専決処分報告について、議案第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。  
これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 第431回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

間もなく9月議会を迎えようとしておりますが猛暑が続いております。議員の皆様方におかれましては、ご健勝のこととお察し申し上げます。

さて、本会議には報告1件と議案、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についてを提案いたしております。

この議案につきましては、本来なら6月議会に提案しておく議案であります。私の不注意から提案しておりませんでした。6月議会が終わった後に気がついたわけでありまして。この不始末については弁解の余地はなく、深くお詫びを申し上げます。気がついた段階でこの件をどのように処理するかを考えてまいりました。一つは専決処分を行い9月定例会に報告すること。もう一つは臨時議会を開いて検討していただくことでもあります。私が選んだ結論は、臨時議会に提案し決定していただく道でありました。暑いときで、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、議長に開催を申し出させていただきました。

私は次の理由から議会開催の道を選びました。その一つは指定管理者を決定する重要な案件だからであります。その二つ目は、もちむぎ食品センターは町が50%以上の株式を持っている会社であるからであります。その三つ目は、会社の負債を整理するにあたって、町が1億円を超えるお金を貸し付けていることでもあります。以上のことから、町民の皆様のご関心も高く、議会で十分審議していただく必要があると思ったからであります。

より詳しい内容につきましては、担当課長が行います。また、町長がもちむぎ食品センターの会社を兼務している関係で、町側の代理として副町長が代理をいたしますので、よろしくお願いをいたします。十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりましたので、これから詳細なる説明を求めてまいります。

それでは、報告第9号、議会の委任による専決処分報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

報告第9号について説明をいたします。

専決の内容は、事務局の朗読のとおりでございます。この報告の川すそ雨水幹線渠工事（その3）は、昨年の9月議会で議決を経て、平成21年9月7日に契約、また着工をいたしました。本年3月末までに本線の水路工や井堰については完成を見ており、並行して附帯工へ移っておりましたが、3月の長雨等で工期を6月まで延長した経緯がございます。

附帯工及び仮設工における変更のほか、その他の工事も終わる見通しとなりましたので、出来高による精算見込みの契約変更を行ったものでございます。

詳細につきましては、下水道課資料に平面図を示しておりますのでご覧ください。

この平面図は附帯工で変更のあった箇所や延長及び面積を示しており、右下には工事の変更内訳を示しております。工事内訳において本体のU型水路工及び各ボックスカルバート工の施工延長、また各ゲート工についての変更はございません。

中ほどに附帯工として、①から⑩番まで示しておりますが、変更の主なものは⑧番の舗装工で、町道及び管理用道路並びに管理用通路部の舗装を予定していましたが、網掛けをしております管理用通路は通行量が少なく舗装の必要がないとの判断と全体の舗装面積の精査で、マイナス957平米となりました。約187万円の減となりました。そのほか①番から⑦番まで、また⑨番から⑩番までの各構造物の変更は取り合い等で生じたもので、全部で33万1,000円の増となりました。附帯工全体では、153万9,000円の減額となっております。

その下の仮設工では、仮設水路計画を現場で見直し、井堰下流側仮設水路の位置を水路に並行して設置する計画から、資料中破線で示した仮設水路としている部分で、水田の地権者の了解を得て水田の中を掘り割り築造したことから、仮設工の①番に示しておりますように、大型土のう工が376個減少し約214万円の減となりました。

そのほか、仮設工の②番、③番にあります水替え工、構造物等の取り壊し工で、約41万5,000円の減となり、仮設工全体では255万5,000円の減額となりました。

また交通整理員は、当初井堰を南北に走ります町道の福崎側及び姫路市側にそれぞれ交通整理員を配置するものとしていましたが、姫路市側は市道路工事により不要となり、延べ100人減少しております。この金額が70万3,000円の減となっております。

以上の変更により、総額で479万7,450円の減額となるものでございます。

なお、川すそ雨水幹線渠工事（その3）の完成により、市川への排水がスムーズに行われ、井堰上流部の農地等は5月の大きな雨でも冠水することがなくなっており、一部ではありますが浸水対策の効果があったものと考えております。

以上で報告第9号の説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産 業 課 長 失礼をいたします。

議案第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

もちむぎのやかたの指定管理者の指定につきましては、現在の株式会社もちむぎ食品センターとの協定の期間が平成22年8月31日となっております。本来なら6月議会に提案すべき議案でありましたが、本日の臨時議会において提案させていただきますことにつきまして、担当課長といたしましてもお詫びを申し上げます。

福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、もちむぎのやかたの指定管理者として、株式会社もちむぎ食品センターを指定しようとするものでございます。

産業課資料1ページをご覧ください。

指定申請書でございます。福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、株式会社もちむぎ食品センターから指定管理者の指定を受けたい旨の指定申請がされました。関係の提出資料の主なものは2ページからとなっております。

2ページをご覧ください。

左側は事業計画書その1です。指定管理を受けようとする施設名、団体名、経歴に関する事項等でございます。右側は事業計画書その2で、役員に関する事項でございます。

3ページをご覧ください。

事業計画書その3です。事業計画書、(1)基本的事項として、1の管理運営方針については、福崎町の特産品もちむぎ麺をはじめとするもちむぎ商品とその他の農産物を原料とする食品の製造販売、商業、農業の活性化を目指し、町民に愛され、都市住民との交流を促進する特産館「もちむぎのやかた」を目指し、管理運営を行います。2の運営努力につきましては、経費の節減等に努め、効率的運用を図るとともに、サービス低下を招かないよう、常に利用者に喜ばれる施設になるよう努力してまいりますとしております。

次の4ページでは、(2)管理業務として、1の利用者の対応については、利用者に親切丁寧な対応を心がけ、常にサービスの向上に努め、飲食者へは料理などを質・量とともに満足を得られるものとし、利用者の要望に対応した料金及びメニューの設定を行い、その他施設の保守管理や清掃などの内容を明記しております。

5ページをご覧ください。

左側は収支実績表でございます。現在の平成18年4月1日から指定管理を受けた期間を含む17期の平成17年9月1日から21期は見込みとなっておりますが、平成22年8月31日までの過去5年分の収支実績表でございます。

収支実績は1期当たりの営業利益は約マイナス88万円と赤字であるものの、経常利益では約435万6,000円の黒字となっております。その中でも21期の今期にあっては、売り上げは微増にとどまっておりますが、経費削減等により営業利益では110万円、経常利益では平成21年1月の福崎町からの無利子貸し付けの効果等により520万円が見込まれており、財務体質は改善してきております。

5ページの右側は、今後5年分、22期から26期の収支計画書でございます。22期から26期の収支計画書は平成21年12月議会の議案説明資料の借入金返済計画書を作成する際に設定した売り上げや経費等の22期から26期の5期

分の数字をお示ししたものでございます。ただし、借り入れ返済計画書は1,000円単位まで表示しておりましたが、収支計算書の計画書の作成に当たっては、売り上げ、販売管理費計、営業利益、経常利益等の数字は10万円単位となるように処理を行っております。

計画の基本的な考え方は、福崎町からの無利子貸し付け返済を滞りなく返済することを前提として、売り上げにおいては21期売り上げ目標であった、1億6,300万円を基本に、22期以降1期当たりの、販売店は30万円、売店は20万円、通販は10万円、レストランは20万円の合計80万円の売り上げ増、割合では売り上げを年0.5%増とした計画としています。

さらに、製造原価を中心に経費削減を図ることにより、経常利益で750万円を上げることが目標とし、22期、23期でキャッシュフローを改善して、24期から毎期600万円を返済していくこととしています。ただし、来期である22期の経常利益につきましては、21期の決算が近づいており、借入金返済計画書と比較して、22期期首在庫がふえる見込みであること、平成22年に収穫したもち麦が不作であることから、町補助金が減額見込みであることなどを勘案して、経常利益が減った形の計画となっています。

6ページをご覧ください。

6ページは17期から21期、7月、8月は見込みですが、食堂利用人数でございます。

次の7ページ、8ページは株式会社もちむぎ食品センターの取締役会議事録でございます。7月15日の取締役会において、引き続きもちむぎのやかたの指定管理を受けるため、指定申請を行うことを決定しております。

福崎町は、株式会社もちむぎ食品センターから指定申請を受け、福崎町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会において審査が行われました。

9ページをご覧ください。

選定委員会の結果につきましては、左側のように委員長から町長に報告され、福崎町から株式会社もちむぎ食品センターに、右側の採用通知により指定管理者の候補に決定した旨の通知がされました。

選定結果の内容につきましては、10ページのとおりでございます。

福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の基準に該当することに加え、施設の設置経緯及び今後の経営状況を勘案した結果から、株式会社もちむぎ食品センターを候補者に決定されています。

その選定結果を受け、次の11ページから15ページの協定書を仮協定として締結しており、14ページの第32条では、この協定は福崎町議会の議決を経た後、本協定となることが明記されております。福崎町もちむぎのやかたの指定管理者を株式会社もちむぎ食品センターに指定することにつきまして、ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で提案議案に対する説明を終わります。

## 日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 1 4 番 ただいま、町長、担当課長から説明をいただきましたが、この指定管理者制度というのは5年前からスタートした時点で、平成22年8月31日に協定の期限が切れるのはわかっていたはずですが、本当にただ単純に忘れていただけなのか、またほかに理由があったのではないかと、さらにこの6月議会が終わった後で発覚したということがあったという説明を受けましたが、6月のいつごろになって気づかれたのかお聞きいたします。
- 産 業 課 長 わかったのは議会後ということでございます。ほかに意図はございません。ただ、担当課長といたしましても、お詫びを申し上げたとおり、忘れていたというのが本心でございます。
- 副 町 長 条例また施行規則等を踏まえた上で選定委員会の要綱をこしらえまして、選定委員会を設置いたしました。それぞれ指定管理者制度における施設等の分野について、それぞれの公の施設等について選定審査依頼書なるものが出てまいります。その中におきまして、それらを踏まえた上で、これらが6月23日に提出されたわけでありまして、その後その内容等を精査する中でわかったわけでありまして。6月30日に第1回の指定管理者選定委員会を開きまして、その中における分野については、この8月末をもって、いわゆる期限であるという認識を改めまして、それらについて失念をしていたということがはっきりしてまいりました。時期としてはそういうことであります。
- 1 4 番 行政と議会は両輪のごとくと表現されますが、期限が切れるとわかった時点で担当課長から報告もなく、後ほど副町長から町長の代弁として伝えていただきましたが、町長ご自身からのお話を聞かせていただきました。民間ではこういう取引を破棄されてもおかしくないような内容であります。今後、担当課においても事務手続を確認し、危機管理をもって業務を遂行していただきたいと思っております。以上です。
- 町 長 私のほうからも述べさせていただきますが、経緯につきましては課長及び副町長が申したとおりでございます。私といたしましては、両方の責任を感じなければならないわけでありまして。本来なら会社側からこのような指定をしてくださいという書類を、もちむぎ食品センターから本来なら6月議会以前に提出しておくべきものであるのを、それを抜かしておりました。同時に町長としても、そういう点を抜かしておったわけでありまして、その責任は極めて大きいと思っております。しかし、このことが特別な意図で進めたというわけではありまして、全く失念をしておりました。特別な意図をもってこういうふうにしてみましたところで、何ら会社にとっても町にとっても私にとっても利益になることではありませんでして、本当に信用してもらえないかもわかりませんが、失念をしていたということでございまして、お詫びするしかほかに申しようがないわけでございます。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 9 番 冒頭に町長のお詫びもございましたし、課長さんのお詫びもあったわけですが、失念をされておったという件につきましては、あるわけですが、今の質疑がございまして、私もどうもおかしいなと思っております。この説明資料等を見せていただきますと、事業計画書ですね、説明資料の3ページにあるんですが、6番ですね、危機管理対応についてということで記述がございまして。これはもちむぎ食品センター、会社のほうが、こういう対応をしますという姿勢をお示しになっているわ

けです。これを見てもみますと、危機な状況が発生した場合には遅滞なく適切な処置を講ずるとともに、町と関係機関との密接な連携のもとに対応しますと、こういう表現がしてあるわけです。今町長がまさにおっしゃいましたように、会社と町と両方を考えんといかんと思うんです。町長の全責任は、これはもう株式会社の社長であり、町にとっては町長でありもするんですから、一番責任は重いと思うんです、私はね。ただし町長がこの辺の内容まで細かに常に頭においてできるかどうかというような、能力の問題もキャパシティがありますから、だから私は一にこれは担当がぼんやりしているんじゃないんかと思うわけです。そういうことから見ますと、どこやらに書いてありましたけど、担当による教育をしますとかね。社員配置について、5番です。ここには社員の教育や資質向上、研修に努めますと。これは今度、再度申し込みをするから、新しく初めてやるんですということやなしに、恐らくこれ前回も同じことが書いてあったはずで。そういうところからしますと、何をしとったんやと。どんな研修をされてたんやということがお聞きしたいわけです。おっしゃってください。

町 長 研修につきましてもそうありますが、それよりも何よりも3番のところですね。法令の遵守についてということでありまして、こんなところで全く抜かっただけということにつきましては、もう本当に弁解の余地がないわけでありまして、これまで私もひっくるめましていろいろ研修に努力をしてきたわけでありまして、そういう努力がまだまだ足りなかったということでありまして、研修の方向性というんでしょうか、そういう法令遵守の事柄についてもきめ細かく配意して教育をしなければならなかったということでありまして、この件についてはまことに申しわけないわけでありまして、教育が行き届かなかったとしか言いようがないわけで、教育が行き届いておれば、このような結果にならなかったわけでありまして、こうした点は十分踏まえまして、同じ轍は踏まないように、これからも法令遵守あるいはその下に書いてありますような、社員の配置等にも鋭意努力をいたしまして、一層の徹底を図っていきたくて考えております。今回については、私もひっくるめまして研修が足りなかったということに尽きるわけでございます。

9 番 この説明資料の12ページ、協定書の一部ですが、第6条の3と4ですね。乙はいうのは会社ですね、会社は前項に定める内容について社員に対しても指導及び教育を徹底し、事業の実施にあたり遺漏のないようにしなければならないと。これは直接今の期限の問題じゃないと思いますけれどもね。含めての話ですね、恐らく、私が思いますのはね。その下、4番に、この協定をしたら速やかに業務の遂行を指揮監督する責任者を定めて町へ届け出なければならない。ということまで表現がきちっと協定してあるわけです。恐らく前回もこうなっとったんやろうと思います。私前回の見ていないですから何ですが。こういうことがありながら、今おっしゃるような会社の現状はそういう状況です。一方町の方ですね。町は産業課で課長さんや係も取締役として入っておられますし、見せていただきますと、選定の委員会というものもあるようですし、いろいろ審議をされておりますけれども、例えば8月10日の6時10分過ぎですね、ことしの8月10日の6時10分過ぎに放送がありました。あすに夏祭りをしますんで、皆さんおいでくださいと。9日に終わっとなのかかわらず、そういう放送が流れまして、2遍繰り返して流れた。訂正は6時39分です。30分かかりました。訂正の、間違いましたという放送すんのに。それが町の実態ですよ。だから町としても、どうしとんねんと。危機管理何て言えるんかい。防災無線ですよ。これは町のほうはそしたらだれが担当で、だれが責任者ですか。この件について、遅れたこと

についての答弁をしてください。

副 町 長 契約におけます分野につきましては、福崎町長 嶋田正義 代理 副町長橋本でございます。

9 番 恐らく、副町長さんもお忙しいでしょうし、わからんでもないんですが。それは頑張っただけ、もうちょっと士気を上げるようにしていただけないかと、どうもいかなんのではないかと私は思います。

それはその辺にしときまして、はっきりしましたら、それでいいんですから。ちなみにこの会社のほうの、先ほど言いました遂行を指揮監督する責任者というのは、これだけですか。

町 長 当然社長である私でございます。

9 番 それじゃ、それだけお聞きしておきまして、同じくこの説明資料の11ページからですね、指定管理者の指定に係る協定書というものが載っております。これはこういう内容で協定をしたんだということだそうですが、この中に、13ページの左側のほうですが、19条からですね、施設の修繕・改修及び買い換え等ということが出ております。ずっとこう書いてあるわけですが、これ見ておりましたのは、お尋ねしたいのは、当初から町の所有する備品はこの仮の協定をされた8月18日の時点で、どういうものがあるのか、あるものを全部教えていただきたいと思っております。まず1点。

産 業 課 長 備品全部ですか。

副 町 長 時間いただければ資料等整理をさせていただきます。

9 番 それじゃ資料出してください。

それと、この4年5カ月の間に、経年劣化等で買い換えたものがあると思うんですが、それは会社が費用負担して買い換えるということがあるんですね。書いてありますけども。それはどういうものがあつたのか、合わせてそれも資料として出していただいたら。なお、また什器類についても、そういうことがありますので、資料として出していただいたらと思っております。

それとですね、それはじゃあ出していただくということで、次に9ページには指定管理者の審査結果、採用について、通知書が出ておりますけれども、これが先ほど説明をされましたが、10ページに選定結果ということで出ておまして、(3)ですね、右側のほう、次期指定期間の経営状況ということで、この22年8月31日の決算では営業利益で110万円、経常利益では520万円が見込まれているということで、なお23期、192万4,000円、経常利益ですね。それと24期以降は600万円ずつ返済をしていかなあかん、192万4,000円とね。それは前に計画が出ておったと思っております。この金額やと思うんですが、それを返済していくための経常利益で、これがきちっと確保されておるというふうにご記述されておるわけです。これは恐らく選定の委員会で審査をされてこういうふうにお書きになったんだと思うんですが、これが特に23期以降、これが何をもち、何を根拠にどのように審査をされてこういう記述ができたのか、説明をいただきたいと思っております。

副 町 長 この収支実績表、この21期7月までの実績と8月の見込みにより21期の見込みを出しております。これをベースに22期、23期を含めまして26期までの5年間の収支計画を作成したと聞いております。21期の売り上げ等の考え方でありますが、これらはそれぞれにおける分野で精査をしていただきまして、利益を確保する考え方といたしましては、22期では製麺工場の職人を、これは揖保乃糸の製造経験者だそうではありますが、21期に太麺、細麺を統一した麺をつくり、いわゆるバチ麺を少なくして歩留まりを高めたというところでありまして、

これらと、素麺であります福の糸、本年は暑くて完売したということではありますが、これらの部分を外注から職員を雇いまして内で作るといったような計画を立てられ、それらを精査した上で製造原価を下げていき、売り上げを若干上げながら利益を確保すると、こういったような形で聞いております。また、宅急便等の商品配送の部分であります、これら郵便事業に委託しておりました分野を民間の業者に切り換えをするとといったような形で、またここでも経費節減等の分野を図りたいというように聞いております。

9 番 今の答弁を聞いておりますと、この説明資料の5ページの収支実績表と収支の計画書、この辺のところをご覧になってお決めになったのかなと思うんですが、本当にそれでいいのかどうかということですね。せっかく計画書をお出しになったんですから、それを尊重して、そらそうでしょうとおっしゃるのもいいんですが、大体これまでの実績を見てみますと、もちむぎ食品センターの経営状況のね、大体予算を組みましても、なかなか達成できないという状況が続きまして、低いところで、比較的最近は安定してきたということですが、町から資金を投入して、これから少しずつ利益が出ていくのかなと思うわけですが、そこでこの5ページの収支実績表と収支計画書を見ておまして、先ほど、昨年12月の資料をここへ転記したんだという課長さんの説明やったんですが、改めてこれを見てみますと、23期ですね、特に、この21期、今年のもう四、五日ですか、8月31日で締める期は営業利益が110万円、経常利益が520万円ということになっております。これ6月30日現在ですから、6月もわかっているでしょうし、ほぼね、もう7月、8月ということで、実績が大部分、12分の10出ているわけですから、大きく変わるということはないと思うんですが、この右側の計画書のほうですね、22期、23期、24期、25期、26期ですが、ここへきますと急に営業利益が550万円、22期を見てみますと550万円になりまして、経常利益が730万円になりますということですね。これが何でなるのか、先ほど課長さんの説明をお聞きしとったんですが、よく理解ができませんでした。もう一度改めて、ここで営業利益110万円が550万円になる根拠ですね、それと経常利益520万円が730万円になる根拠、これについてまずお答えください。

副 町 長 大まかな計算といたしましては、22期の営業利益550万円の根拠は21期実質営業利益をもとにして、売り上げが担当課長が申しあげましたように、80万円の増、それから麺製造におけます分野、先ほども言いましたが、製麺工場の職員を雇い入れ、外注部分を内で作るという過程で60万円、それからゆうパックから民間の宅急便に切り換えして経費を50万円、それから販売店におけるもちむぎ商品以外の仕入れ分等を少なくいたしまして、それらで15万円、販売管理費等で節減を図る、そういったような計算の上で、営業利益を上げたいと、こういうぐあい聞いております。基本的には原材料の仕入れ高等につきましても、もち麦22年度、この春にとれたもち麦が不作のため、原材料の仕入れが若干減少するであろうというところと、それらを踏まえた上で、賃金等につきましては麺工程で社員を雇うといった形になるわけではありますが、それ以外に外注加工品を少なくするとか、そういった形の上で、このようにして計算式では出てくるという事柄であります。ただし一つはやっぱり見込みでありますし、当然今質問議員からもありましたように、町からの無利子貸し付けを返済していかなければならないと、そういった形の上での収支計画というように聞いております。

9 番 計画ですから、やる前から、私は別にできへんやろういうとんと違うんですよ。こうなったらすばらしいから、やっていただきたいと思ってますんでね。ただし、

どういうふうにされるのかなと思いますんで、お尋ねをしとるわけです。特に副町長さんは、この計画とか説明をお聞きになって、指定管理者に採用しますよということを委員長でお進めになっておるわけですから、特によく理解をさせていただいていると思います。そういう意味でお聞きをするんですが、次の23期、またその上に220万円営業利益が増えまして、770万円と非常に結構な状態になるわけです。これはどういうふうな、何か特別なイベントとか何かをお考えになっているのか、利益が出る根拠がその辺になったら、今それは出ている新しい商品が利益に大きく貢献するような商品が出てくるのかどうか、これだけ増やそうとするとなかなか大変なことだと私は思うんですが。説明してください。

副町長 先ほども申し上げました22期において、製造を外注から内に変更するといったような事柄をより23期では、通年を通してやるということもありまして、それらの事業効果等が上がってくると聞いております。

議長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

先ほど井上産業課長から資料の提出の求めがございました。提出ということで許可をいたします。暫時休憩いたします。

会議を再開いたします。

議案第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、質疑がございましたらどうぞ。

8番 休憩前までの質問の議員さんが他の会議で欠席ということで、それに関連して二、三確認をさせていただきたいというところで、休憩前の直前の副町長の答弁では、22期から23期の計画については、仕入れを減らして福崎の福の糸なんかを自家でつくって、そういう経営努力をしてこうなるということですが、それが今度24期になるとまた一転、200万円ですが営業利益で元に戻ると、24期以降ですね。だけど休憩前の副町長の答弁で言いますと、22期、23期、営業努力をどんどんして行って、自家製麺を増やしたりすれば、本当は売り上げなんかはずっときちっと每期ごとに右肩上がりにきちっとされているわけですから、当然右肩上がりに、計画ですからね、なってくる数字じゃないかと思うんですが。そこで200万円、また24期以降営業利益で下がるのはどういうところで、それから後は横ばいになっていますが、その根拠を確認させていただきます。

副町長 24期における分野であります、23期で内製化いたしました福の糸、もちむぎ麺の製造が伸びることにより、それらに対応するために製造社員を1名増やすという事柄にしております。それらは売り上げが若干伸び、原材料仕入れも若干伸びるわけではありますが、一番の主なる要因は、これら等売り上げを伸ばすために製品をつくるための社員を1名増やすというところでありまして。

8番 じゃあそれは当然24期の製造原価が前年度より300万円増えていますね、それでわかるんですが、だけどそんだけですね、ことしも猛暑で、地球温暖化でどんどん暑くなるんでしたら、もうすぐ22期で、もう今からでも来期の準備をして22期の中に入ってきてもいいんじゃないかと、それが24期まで待つてではちょっと対応がケース・バイ・ケースになると思うんですが、3年先の天気わからんわけですから、もう一度答弁お願いします。

副町長 それらにつきましては、会社経営のあり方ということになるかと思うわけで

あります。私が答弁できるのは、ここでいただいております収支見込み、これらヒアリングの中でどういったような事柄かということまでは私、いわゆる委員長でございますので答弁はできますが、今のご質問に対しましては、町長もしくは担当課長のほうから答弁をお願いいたします。

町長 即刻対応すべきではないかということではありますが、なかなか即刻対応をようしないという弱点もあるというのは事実なんです。というのは、揖保乃糸の昨今の売り上げ状況とかいろんな全国的で言いますと、福の糸がよく伸びたというのは、揖保乃糸の関係からいたしますと例外であります。むしろ揖保乃糸のほうは下がってきておるといような状況です。そういうところから実は今までであるところで、親子3人で製造をされていた会社の職員の方が、もう揖保乃糸の割合が、ちょっと量が減ったから、親子3人ではとても製造できませんということで、私どもの採用計画をいたしましたところが、そういう方が応募してくださったという経緯があります。ですから、そんな方が来てくださったので、素麺もうちでやってみようかということになった。当初から計画をきちっと立てて、そういう見通しまで立ったら、私こんなところでこうしてへんぐらいなことかもわからないのですが、そこまでは立ちませんでした。そこでそういう方が、技術者で、しかもその方は揖保乃糸の品質を均一化するための検査員の資格も持っておられるという方が入ってくださったので、それならうちも福の糸もつくれますかねと言えれば、機械を導入してきちっとやればつくれると言ってくださったので、取締役会等やいろいろと相談をしまして、そうするというのですが、実はまだ機械を購入しておりませんから、もう少し計画を練って、そういうふうになるかどうかということでございます。麺業界の環境は非常に厳しいということですが、福の糸は去年よりも1トンたくさん製造したんですが、これは町内の皆さんの温かいご配慮によりまして完売したということなので、来年さらにこの1トンを増やして、ことし5.5トンをつくったわけですが、それを6.5トンにするのかどうかというのは、もう少し業界や動きを見ないとできないということで、かなり慎重に構えた内容になっているということをご理解いただきたいと思います。

8番 確かにことしは暑くて、私も何回か、割と時間も短いですし、普通のもちむぎと比べて湯がく時間も素麺と変わらんぐらいで湯がけますし、いいと思いますので頑張っていたきたいんですが、それはまたこの21期の決算のときあたりに、また次の営業方針も出てくると思います。今回は指定管理者ということで、ちょっと前の資料を見たらよかったです、18年4月からで、そのときは確か17年の12月議会のもちむぎの決算報告のときに合わせて、もちむぎのやかた、文珠荘それから企業会館などの全部指定がされまして、他の施設は4月1日から3月31日、そのときにもちむぎのやかたを8月、今回途中なんで失念されたということもあったと思うんですが、8月31日、もちむぎ食品センターの決算に合わされた理由というのが当時あったんですかね。ちょっとそれが私も覚えておりませんので、説明を、確認をしておきたいと思います。

町長 8月31日がもちむぎ食品センターの決算日ということでありましたので、それに合わせてもらったという経緯です。そのことを失念しておりまして、全く全部が3月31日と思い込んでおったということが今回の大きな間違いでありました。申しわけなく思っております。

8番 そういうことであれば、もちむぎ食品センターとやかたは一体ということですから、それで先ほどの休憩前のいろんな質疑が出たと思います。

それともう1点だけですが、資料の7ページに、取締役会の会議録がありますが、協議事項の①ですね、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者更新についての

中で、その次の2行目、「議長は」の後飛びまして、前回指定管理者申請時の計画に対する実績というのがあるんですが、実績いうのはこの5年間の分のは、この前に載っておりますが、前回指定管理申請時の計画にこんだけの売り上げをして、こういう利益を出しますというような同じような計画がついておって、それをもとにこれを検討されたと思うんですが、その資料はあるわけですね。それを確認しておきます。

町 長 当然、同じ資料に基づいて取締役会を開いてそこで検討をいたしまして、指定管理者のお願いをしようということを決めさせていただいたわけでございます。

8 番 そうじゃなくて、そのときはこの選定委員会は今回改めてきちっと指定管理をしていこうということで委員会の設置要綱を決めたわけで、このときはまだそういう委員会がなかったわけで、町として判断されたと思うんですが、その計画に対する平成18年4月1日から22年8月31日までの予定ですね。こういうふうに売り上げしていってこうしますという、この時点でのこの指定管理用の計画書というのはあったのかどうかということです。

副 町 長 当然、このたびと同じく5カ年にわたる収支計画表は提出していただいております。それらは17期から21期の見込みまで、これら収支計画と実績との比較は行っております。

8 番 あったわけですね、はい。じゃあそれで確認をさせていただいたので結構です。それとこれは余談ですが、7ページの右側、最後の3行目ですね、「議長は以上を持って」は誤字だと思いますので、またこういうところも気をつけていただいて、大事な会議録ですので、していただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

5 番 創栄会を代表して質疑をいたします。福崎町指定管理者選定委員会設置要綱が7月26日に総務文教常任委員会で報告されております。福崎町指定管理者選定委員会第2条では、指定管理者導入施設について公募による選定、または公募によらない選定にすることがあります。広報ふくさき8月号では文珠荘の指定管理者業務開始までのスケジュールが一般募集をされていますが、公募によらない福崎町のもちむぎのやかたの指定管理業務についてスケジュールはどのようにされていたのか、お尋ねしたいと思います。

副 町 長 冒頭に北山議員からいただいた質問の中にもありましたように、まず指定管理者の候補者選定審査依頼書をそれぞれの担当課からいただいてまいります。その後、今ありましたように、指定管理者に係る法令でありますとか、条例等の制度に照らし合わせまして、審査依頼書の説明と、公募、非公募の決定について行っております。それらを含めまして、施設ごとに指定手続のスケジュール等を定めるといった形の中で協議をさせていただきました。当然、条例に基づく中におきまして、現在、指定管理者制度を導入しております4施設についての分野であります。もちむぎのやかたは非公募という形の中で、前回17年度にこの制度を導入するときに、本議会においていろんな形の中でいただきました。文珠荘につきましては、次回から公募とするといった形、また他の分野につきましては、いわゆる町の出資団体でありますとか、その施設管理、運営に関する部分で地域力の活力導入でありますとか、そういう関係を含めまして、縁故団体でありますとか、社会福祉法人にお願いしようという形の中で推移をしております。現在におけます分野につきましては、そういう形で推移をしております、第1デイサービスセンター、第2デイサービスセンター、企業会館、本日審議をお願いしておりますもちむぎのやかたについては非公募、文珠荘については公募方式で行うという形の中で、現在文珠荘についてはそういう形を整えさせていただいております。

今後につきましては、今からの形ではありますが、8月末、もしくは9月、10月といった形の中で、この公募による分野につきましては、これらの受け付けを行いまして、ヒアリング等を行いながら管理に当たる分野について、協議をしていくという形になろうかと思えます。それら等、選定結果を踏まえた上で、町長に具申をしていくというところでもあります。

なお、第1デイサービスセンター等の社会福祉協議会、また企業会館の工業団地協議会につきましても、これら等本日のありました分野の指定申請書に基づく必要書類等を提出していただき、これらについても精査していくことといたしております。

5 番 非公募であったからスケジュール等は要らないと、だから失念したということですか。

副 町 長 4施設とも、これら等年度でくくっておるのではないかという勝手な思いがあったわけでありまして、それらは先ほども申しましたように指定管理者候補者の選定審査依頼書を提出していただき、それらを精査する中でこのもちむぎのやかたについてはセンターの決算月に合わすという形で契約を結んでおることが判明いたしました。それらを鑑みまして、先ほども申し上げました指定申請に必要な書類等を整備するにあたっては、約2カ月ぐらいかかるという形にもなっておりますし、急遽上げられないということもありまして、判明いたしましたから約2カ月後の本日に指定管理者制度における分野について提案をさせていただいたということでもあります。

5 番 今後、失念したというような言葉が出ないようなスケジュールを決め、また責任者も完全に決めてやってほしいと思えます。

次に、報告書の7ページをちょっと見てほしいんですけども、下のほうに協議事項としてありますね。その協議事項の説明文がいま一つ理解できがたいということなんで、もう一度説明を求めたいと思えます。そうです、7ページの左側の協議事項ですね。わかりますか。この内容がちょっと。

町 長 この部分のどこのところがおわかりになりにくいということなんででしょうか。全体ですか。

5 番 そら全体と言うたほうがいいかもしれませんが、指定管理者更新の申請について議長等ありますね。これで何をうとうておられるんか。このことがきっちり出ておれば失念ということがなかったのかなと思って、ちょっと質問をさせていただいたのです。

町 長 私が見ておりますページは7ページの協議事項というところを見ておるんですが、そこではないんでしょうか。これで言いますと、左側の協議事項ですか。もろもろと言われますと、ここに書いたとおりでございまして、その中のどこをどういうふうに説明していいのかというのがちょっと私のほうで戸惑っているんですが。

5 番 今、町長が言われましたけども、この協議事項の後ですね、全部再度説明を請いたいと思えます。

産 業 課 長 この取締役会の会議録でございます。そのうちの協議事項の①でございますけれども、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者更新の申請についてということで、議長のほうから担当課長に説明を求めて、資料をもとに現在の指定管理者協定書の内容、また前回指定管理者申請時の計画に対する実績、手順、議会の指定を受けるための指定申請書について説明をし、社長から現在の指定期間が8月31日までであった、本来これまでの取締役会で本件事項を協議し、その上で6月議会に上程していただく内容であったけれども、失念していたためということで、

先月に続いて臨時的に取締役会を開催しなくてはならなくなりました。またその上で8月に福崎町臨時議会を開催していただき、議会の議決を得る必要がある旨の説明をされました。指定申請書におけます次の指定期間の収支計画書では営業利益に加え経常利益または税引き前利益も明示して、福崎町並びに福崎町議会に指定を認めてもらうことが必要とのことになった。21期における地方の元気再生事業につきましては、約1,500万円でございますけれども、収入、支出につきましては特別な要因であり、前回申請時には当然考慮されていない内容であることから、21期実績見込みには現時点では反映させないということ、この点につきまして決算への反映方法を税理士と引き続き調整することについても確認しております。以上から、引き続き9月1日から27年の8月31日までの5年間の福崎町もちむぎのやかたの指定管理者を受けるための指定の申請を行うことを決定したという内容のものでございます。

5 番 7月15日に行われました取締役会議の中で、今説明事項等がもろもろ述べられましたけれども、その中において質疑なんか全然出なかったということですか。お尋ねします。

産 業 課 長 質疑につきましては当然出ております。この中でも次の指定期間の収支計算書ではというような部分においてもそうですけれども、この会議録につきましてはこのような形式での記載という形になってございますので、一字一句を拾って記録するというような方法はとっていないのが現状でございます。

5 番 失念があったということであれば、今後いろんなことに対しての議事録等の記入をし、全員が確認するというような方法も必要ではなからうかと思えます。だから今のところ、説明があつて、はあはあわかったということで、責任者がだれであったと、今後どのようにすべきやということが認識されてなかったんじゃないかと憶測いたしますが、いかがでしょうか。

町 長 当然、結果としては福永議員の言われるとおりでございます。だれかがそのことを認識しておれば、このようなことにはならなかったわけございまして、したがって二度とそういうことが起こらないようにするために、このような議事録を作成して、これで全取締役が確認をしております。当然この議事録は保存をしまっているわけでございます。ですから、前回にも、当然指定管理者の期日というのは決まっていたわけございまして、8月31日ということが、もう何回も申しませけれども、失念をしていたと。失念して利益になることは何らないわけございまして、失念をしなければ一番よかったですけれども、社長である私、町長としての私、どちらも失念をしており、今回この会議にこのような形で提案させていただくというのは、本当に申しわけないと思っているわけございまして、二度とこのようなことは起きないようにしてまいりたいと考えております。

5 番 北山議員も申されましたけれども、議会と行政は車の両輪であるということをおっしゃいました。町長は以前からずっとその言葉が出ております。その中で、お互いに信頼関係が一番最大の責務であると私は考えております。このいい経験を生かして、今後どのようにされて、信頼関係を結んでいただけるんかなということはお伺いしたいと思います。

町 長 私が冒頭のところで申しましたように、今回の場合は専決処分でしょうかとも思いました。しかし、専決処分という方向を取らずに、議会との信頼関係をこのように持たせていただいて、町民の皆さんの関心の高い問題でありますから、執行者である私たちと議会の皆さんの真摯な話し合いというんでしょうか、審議を通して結論を出すということがいいのではないかと考えたわけございまして、このことは私が議会の皆さんを信頼し、ともにすばらしい福崎町政をつくり上げ

ていこうということでは、専決処分ではなしに、議会の審議にかけて結論を得ようと思いましたが、意図を察していただければありがたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上で議案に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第6 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

それでは、議案第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第40号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、第431回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、第431回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、第431回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、誠にありがとうございました。

また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

月が変わりますと定例会も控えております。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

最後に、町長からあいさつをいただきたいと思います。

町 長 第431回の福崎町議会臨時会を閉じるにあたりまして一言お礼を申し上げます。

本来なら6月議会に提案しておくべき議案を、私の不注意からこのような事態となってまいりました。議長に申し出ましたところ、このように開催をして、許可をしていただきまして、本日の運びとなったわけでございます。

質疑の中でもたくさんご意見をいただきました。担当者を明確にすること、その上で私自身が研修あるいは私自身がまずは失念しないようにすることなど、さまざまな宿題をいただいているわけでございます。議会議員の皆さんの意見とい

うのは、本当に的を射ているものでありまして、少しずつ取り入れて改善の方向を目指しているわけでありましたが、そういう中におきましても今回のような失態となりましたことを、二度と繰り返さないという新たな決意を持っているわけでございます。

妥当という結論を出していただきましたので、大変うれしく思っているわけでございます。この結論を大切にいたしまして、もちむぎ食品センターの運営はもとより、福崎町政の運営についてもより一層心を引き締めてまいりたいと考えております。

暑さはますます続くと考えられます。9月に入りますと、定例会が控えているわけでございます。この定例会は1年間の総決算とも言うべき決算の認定をいただくことになっております。皆様におかれましては、十分お体に気をつけられて、公私にわたって活躍されますように、そしてまた9月議会においでくださいますようお願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議 長 これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時25分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成22年8月27日

福崎町議会議長 宇崎 壽 幸

福崎町議会議員 釜坂 道 弘

福崎町議会議員 小林 博